

「美酒美食のまち酒田」ロゴマーク使用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人酒田 DMO（以下「酒田 DMO」という。）が作成した「美酒美食のまち酒田」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ酒田 DMO 代表理事（以下「代表理事」という。）に対して「ロゴマーク使用申請書」（別記様式 1）を提出しなければならない。ただし、「美酒美食のまち酒田」ロゴマーク使用の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき使用する者であって、次に該当する場合は、申請は不要とする。

- (1) 地元産食材を使用した食、酒関連イベントの印刷物や情報発信に使用する場
合
- (2) テレビ番組制作会社、雑誌社、旅行会社等が、地域の紹介や誘客を目的とした番組や記事、旅行商品等に使用する場
合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場
合
- (4) 個人が庄内地域を PR するために使用する場
合

(使用の承諾)

第3条 代表理事は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾するものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付することができる。

(使用条件)

第4条 第3条の規定によりロゴマークの使用を承諾された者は、次の条件を順守するものとする。

- (1) ロゴマークは、手引きに基づき使用するものとする。
- (2) ロゴマーク使用品の現物又は写真を提出するものとする。
- (3) 前号の規定により提出された現物又は写真は、返却しないものとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用者の責務)

第6条 ロゴマークの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責任は、ロゴマークの使用者に帰するものとし、ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講

じなければならぬ。

(使用状況の調査)

第7条 代表理事は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第8条 会長は、ロゴマークの使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ロゴマークの使用を禁止又はロゴマークの使用承諾を取り消すものとする。

- (1) ロゴマークを不正に使用したとき
- (2) 第6条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告又は検査を拒み、若しくは指示に従わなかったとき
- (4) その他酒田 DMO が取り消すことが適当と認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については酒田 DMO で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する

「美酒美食のまち酒田」ロゴマーク使用の手引き

令和6年2月

「美酒美食のまち酒田」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）について、次のとおり使用の基準を定める。

1. 本ロゴマークの使用許可等

(1) 酒田市民及び酒田市内の飲食店等事業者は、「美酒美食のまち酒田」の普及啓発、広報、理解促進を目的とした以下の場合に限り、本ロゴマークを無償で使用する事ができる。

- ①地元産食材を使用した食、酒関連イベントの印刷物や情報発信に使用する場合
- ②テレビ番組制作会社、雑誌社、旅行会社等が、地域の紹介や誘客を目的とした番組や記事、旅行商品等に使用する場合
- ③新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ④個人が庄内地域を PR するために使用する場合

(2) (1)に関わらず、酒田 DMO 代表理事が認めた者が「美酒美食のまち酒田」の普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、事前に届け出を出した上で、本ロゴマークを無償で使用する事ができる。

事前届け出の際には、以下の事項を明記し、提出すること。

- ・申請者の名称、住所、代表者、担当者、連絡先 (TEL、E-mail)
- ・使用目的
- ・使用方法 (具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。)

2. 本ロゴマークの使用条件

- (1) ロゴマークの使用について、酒田 DMO は、ロゴマークを使用した商品・サービスの品質等の保証責任を負わないものとする。
- (2) ロゴマークを使用した商品・サービスについて、酒田 DMO はその正確性、適法性、合目的性等を何ら保証するものではないものとする。
- (3) ロゴマークを使用した商品・サービスの使用を行うことについて、第三者の権利等を何ら侵害するものであってはならないものとする。
- (4) ロゴマークを使用した商品・サービスについて、酒田 DMO は、それが法令、条例、規約等に抵触しないことについて何ら保証するものではないものとする。

3. 本ロゴマークの使用に関する権利

本ロゴマークの使用に関する一切の権利は、酒田 DMO に帰属する。

4. 本ロゴマークの使用方法

- (1) 本ロゴマークの使用方法及び使用の範囲は、「美酒美食のまち酒田」ロゴマークマニュアル」の通りとする。
- (2) ロゴマークを使用する団体及び個人（以下「使用者」という。）が、ロゴマークを改変して使用することはできない。
- (3) 酒田 DMO は、ロゴマークの使用に当たって必要に応じて条件をつけることができる。
- (4) ロゴマークの使用期間は、酒田 DMO から期間終了の連絡がない限り継続する。
- (5) 以下のようなロゴマークの使用は禁止する。
 - ①個別の商品、使用者が提供するサービス及びその他の法人・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとしての使用
 - ②法令や公序良俗に反すると認められるような使用
 - ③酒田 DMO が認めない募金活動と関連付けての使用
 - ④他の企業・団体や他人の商品・サービスを誹謗中傷するような使用
 - ⑤その他「美酒美食のまち酒田」の趣旨に反すると認められるような使用
- (6) ロゴマークの使用により問題が生じた際、酒田 DMO は、一切責任を負わないものとする。ロゴマークの使用や表現は、使用者の責任において使用方法や表現に十分注意すること。

5. 本ロゴマークの使用者の義務

- (1) 使用者は、手引き、マニュアルを厳格に遵守し、趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、使用者は、ロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとする。
- (2) 使用者は、第三者がロゴマークの著作権・商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに酒田 DMO に通知する義務を負うものとする。
- (3) 使用者がロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者は、その損害について、全責任を負うものとし、酒田 DMO、その他の第三者が一切の損害、損失又は責任を負わないようにする。

「美酒美食のまち酒田」ロゴマークマニュアル

1. ロゴマークの使用について

(1) 基本形

円環を一枚の皿と見立て、最高の一皿を提供できるまち酒田を表現しました。
色以外の基本形を改変することはできません。



(2) カラー表示規定

基本使用は黒色単色（スミ単色刷：K=100）、白色単色
他色で使用希望の場合は使用申請に記載してください。

(3) 最小使用サイズ

概ね「美酒美食のまち酒田」が読み取れる程度（15 mm程度）

2. 問い合わせ先・使用申請等の提出先

一般財団法人酒田 DMO（事業推進グループ）

メール：info@sakatadm.com

電話：080-8543-5591（代表）

山形県酒田市中町一丁目4番10号